

1 昭和56年3月31日 火曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第21号 (第三種郵便物認可)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(當日起とある)

職場適応訓練委託規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第四号）の一部を
次のように改正する。

第五条第一項中「様式第一号の二」を「様式第二号の二」に改め、同条
の次に次の二条を加える。

（公共職業安定所長のあつ旋）

第五条の二 公共職業安定所長は、事業主の同意を得たうえで第二条に規定する指示のうち短期の職場適応訓練（以下「職場実習」という。）に係る指示をしたときは、第四条第一項の規定にかかわらず、職場実習委施あつ旋通知書（様式第二号の三）を知事に送付するものとする。

第六条第一項中「前条の申込書」を「第五条第一項の申込書又は前条の通知書」に、「様式第一号の三」を「様式第二号の四」又は職場実習委託契約書（様式第二号の五）に改め、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（職場実習に係る特例委託契約）

第六条の二 知事は、知事が別に定める基準に従つて、事業主との間に、各年度ごとに、職場実習について年間の委託契約を締結することができること。

2 前項に規定する職場実習の委託を受けようとする事業主は、職場実習特例受託申込書（様式第三号の二）を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六条の三 知事は、前条第二項の申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、職場実習特例委託契約書（様式第三号の三）により職場実習に係る委託契約を締結するものとする。

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十一号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 知事は、第四条第一項の通知書の送付を受けた場合において、第一項の職場実習に係る委託契約を締結した事業主に職場実習の実施を委託することが適当と認めたときは、職場実習実施委託通知書（様式第三号の四）により当該事業主にその旨を通知するものとする。

4 第六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第六条第三項中「委託契約を締結したときは、当該契約」とあるのは、「第六条の三第三項の規定による通知をしたときは、当該通知」と読み替えるものとする。

第十条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の職場適応訓練費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 職場実習以外の職場適応訓練 月額をもつて定める額とする。ただし、職場適応訓練が行われた日（事業所が定める休日（日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに日曜日及び同法に規定する休日に職場適応訓練を実施することによって代替日として定めた休日を除く。）を含む。次号において同じ。）の数が十六日に満たない月又は月の中途中で職場適応訓練を開始し、若しくは終了した月（月初日又は末日が日曜日又は同法に規定する休日であるため、その翌日から職場適応訓練を開始し、又はその前日に職場適応訓練を終了した月を除く。）若しくは中止した月については、一月を二十五日とした日割計算による職場適応訓練が行われた日の数分とする。

二 職場実習 日額をもつて定める額の職場実習が行われた日の数分と

する。ただし、その額が前号に規定する月額をもつて定めた額を超えるときは、当該月額をもつて定めた額とする。

3 受託事業主は、職場実習以外の職場適応訓練の場合にあつては毎月五日までに前月の職場適応訓練に係る職場適応訓練費請求書（様式第四号）を、職場実習にあつては職場実習終了後速やかに当該職場実習に係る職場適応訓練費請求書（様式第四号）を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、職場適応訓練費の支給を受けるものとする。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第4条関係）」に改め、様式第一号の二及び様式第一号の三を削る。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号（第4条関係）」に改め、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

職場適応訓練受託申込書

鳥取県知事 殿

次のとおり職場適応訓練の受託を申し込みます。

年月日

事業所名

代表者氏名

印

事業所所在地

事業内容	資本金額	従業員数	加入保険等	健保、雇保、厚生、労災、退共
作業内容				
指導員	氏名	男女	歳	学歴経験
訓練修了後そ のまま雇用し得る見通し				資格免許
				その他
※公共職業安定所長の意見等				
公共職業安定所長				

（注意）※印欄は、記入しないでください。

様式第2号の3(第5条の2関係)

職場実習実施あつ旋通知書

鳥取県知事 殿

次のとおり、職場実習の実施のあつ旋をします。

年 月 日

公共職業安定所長 印

記

1 職場実習対象者(受講指示済)

氏名	性別	年齢	住所	指示対象者 年月日の要件	実習期間	実習職種	*委託費決定日額	(保)資格の有無及び(保)金支給の基礎となつた賃金日額
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		
					年月日から 年月日まで	日間		

(注意) *印欄は、記入しないでください。

2 委託先事業所

事業所名				所在地			
代表者名		事内業容		資本金額		従員数	
指導員	氏名	男女	歳	学経	歴驗	資格	免許

3 事業主の同意

上記のとおり職場実習の実施のあつ旋をされることに同意します。

事業所名

代表者氏名

印

事業所所在地

様式第2号の4(第6条関係)

職場適応訓練委託契約書

職場適応訓練委託規則(昭和39年1月鳥取県規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、鳥取県知事を甲とし、(住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場適応訓練の受託の申込みを承諾し、 年 月 日付けの職場適応訓練受講指示連絡通知書に記載された者に係る職場適応訓練を乙を委託する。

第2条 職場適応訓練の実施、委託料の支払、本契約の変更その他職場適応訓練に関する事項については、規則に定めるところに従つて行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県知事

印

乙

印

様式第2号の5(第6条関係)

職場実習委託契約書

職場適応訓練委託規則(昭和39年1月鳥取県規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、鳥取県知事を甲とし、(住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの公共職業安定所長のあつ旋により、当該あつ旋に係る職場実習を乙に委託する。

第2条 職場実習の実施、委託料の支払、本契約の変更その他職場実習に関する事項については、規則に定めるところに従つて行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県知事

印

乙

印

様式第3号の2(第6条の2関係)

職場実習特例受託申込書

鳥取県知事 殿

年度における職場実習の特例受託を申し込みます。

年 月 日

事業所名
代表者氏名
事業所所在地

印

事業内容	資本金額	従業員数	加入保険等	健保、雇保、厚生、労災、退共		
職種	年度における採用計画				職場実習受託見込数	予定指導員氏名
	男	女	(中高年齢者)	(心身障害者)		
計						
過去三年の実績 (職場適応訓練)	通常分	職場実習分	※公共職業安定所長の意見			
	年度		公共職業安定所長			
	年度		印			
年度						

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号(第6条関係)」に改め、
同様式の次に次の三様式を加える。

様式第3号の3(第6条の3関係)

職場実習特例委託契約書

職場適応訓練委託規則(昭和39年1月鳥取県規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、鳥取県知事を甲とし、(住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場実習特例受託申込みを受諾し、当該申込みに係る職場実習を乙に委託する。

第2条 職場実習の実施、委託料の支払、本契約の変更その他職場実習に関する事項については、規則に定めるところに従つて行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 鳥取県知事

印

乙

印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

様式第3号の4(第6条の3関係)

職場実習実施委託通知書

殿

年 月 日付けで貴殿と締結した職場実習特例委託契約に基づき

下記の者の職場実習の実施を委託することとしたので、通知します。

年 月 日

鳥取県知事

印

氏名	性別	年齢	住所	実習期間	実習職種	(保)資格の有及び(保)金支給の基礎となつた賃金日額
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	
				年 月 日から 年 月 日まで	日間	

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第10条関係)」に、

「月区分」を「(訓練期間)」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第11条関係)」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号(第11条関係)」に改める。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号(第15条関係)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行し、改正後の職場適応訓練委託規則第十条第二項の規定は、同日以後行われる職場適応訓練について適用する。

る。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十二号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則を廃止する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県